

投資信託積立取引取扱規定・新旧対照表

(下線が改定部分)

旧	新
<p>第1条～第2条 略</p> <p>第3条（払込方法の指定）</p> <p>(1) ①～④ 略</p> <p>⑤ 当社が指定するクレジットカード（以下「マネックスカード」といいます。）を利用して、クレジットカード決済によりカード会社を買付けに必要な金銭を払い込ませる方法</p> <p>(2) 前項第2号、第3号又は第4号の場合、指定金融機関口座からの引落しの後、当該金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。</p> <p>(3) 新設</p> <p>第4条（申込方法）</p> <p>①～⑤ 略</p> <p>⑥ 前条第1項第5号により払込みを行う場合、お客様の証券総合取引口座の名義とマネックスカード名義が同一である必要があります。</p> <p>第5条（指定投資信託の買付け）</p> <p>(1) お客様は、毎月当社の定める日又はお客様が指定した日（以下「買付日」といいます。）に、当社の定める範囲の金額・単位で、指定投資信託の買付けを行うよう指定することができます。ただし、本項各号のいずれかに該当する場合は、当初指定された金額での買付けではなく、本項各号に定めるところに従い、買付けることを指定できるものとし、</p> <p>なお、お客様が、本項第1号又は第2号の指定をしない場合、かつ、買付けにより一般NISAまたはつみたてNISAの非課税投資枠又はジュニアNISA口座の非課税投資枠を超えることとなる場合は、</p>	<p>第1条～第2条 略</p> <p>第3条（払込方法の指定）</p> <p>(1) ①～④ 略</p> <p>⑤ 当社が指定するクレジットカードを利用して、クレジットカード決済によりクレジットカード会社に買付けに必要な金銭を払い込ませる方法</p> <p>(2) <u>この規定において「指定金融機関口座」とは、前項第2号、第3号又は第4号におけるお客様の指定する金融機関口座を指します。</u></p> <p>(3) <u>第1項第2号、第3号又は第4号の場合、指定金融機関口座からの引落しの後、当該金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。</u></p> <p>第4条（申込方法）</p> <p>①～⑤ 略</p> <p>⑥ 前条第1項第5号により払込みを行う場合、<u>家族カードの利用はできず、お客様の証券総合取引口座の名義とクレジットカード名義が同一である必要があります。なお、複数のクレジットカードをご利用いただくことはできません。</u></p> <p>第5条（指定投資信託の買付け）</p> <p>(1) お客様は、毎月当社の定める日又はお客様が指定した日（以下「買付日」といいます。）に、当社の定める範囲の金額・単位で、指定投資信託の買付けを行うよう指定することができます。ただし、<u>買付けにより租税特別措置法第37条の14第5項第6号イ又は同号ハに定める金額（以下「NISAのつみたて投資枠又は成長投資枠の当年の非課税投資枠」といいます。）を超えることとなる場合は、お客様の指定がなくとも、お客様が当初指定された金額のうち、NISAのつみたて投資枠又は成長投資枠の当年の非課税投資枠に達するまで指定投資信託を買い付けるものと</u></p>

指定投資信託の買付けは行いません。

- ① 2023年までに適用される NISA 制度においてお客様が NISA 口座での買付けを指定した場合で、買付けにより租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 2 号イ又は第 4 号イに定める金額（以下、「一般 NISA またはつみたて NISA の非課税投資枠」といいます。）を超えることとなる場合、お客様は、お客様が当初指定された金額のうち、一般 NISA またはつみたて NISA の非課税投資枠に達するまで指定投資信託を買い付けることを指定できるものとします。
- ② 2023年までに適用されるジュニア NISA 制度においてお客様がジュニア NISA 口座での買付けを指定した場合で、買付けにより租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号ロ(1)に定める金額（以下、「ジュニア NISA 口座の非課税投資枠」といいます。）を超えることとなる場合、お客様は、お客様が当初指定された金額のうち、ジュニア NISA 口座の非課税投資枠に達するまで指定投資信託を買い付けることを指定できるものとします。
- ③ 2024年以降に適用される NISA 制度においてお客様が NISA 口座での買付けを指定した場合で、買付けにより租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 6 号イ又は同号ハに定める金額（以下、「NISA のつみたて投資枠又は成長投資枠の当年の非課税投資枠」といいます。）を超えることとなる場合は、お客様の指定がなくとも、お客様が当初指定された金額のうち、NISA のつみたて投資枠又は成長投資枠の当年の非課税投資枠に達するまで指定投資信託を買い付けるものとします。

(2)

①～③ 略

- ④ 第 3 条第 1 項第 5 号の方法により払込みを行う場合で、マネックスカードが利用できない又は決済代行会社もしくはクレジットカード会社においてシステム障害等が発生したことにより、当社所定の日時までに当社の証券総合取引口座に買付けに必要な金銭が入金されなかったとき

(3)～(4) 略

します。

①～③削除

(2)

①～③ 略

- ④ 第 3 条第 1 項第 5 号の方法により払込みを行う場合で、クレジットカードが利用できない又は決済代行会社若しくはクレジットカード会社においてシステム障害等が発生したことにより、当社所定の日時までに当社の証券総合取引口座に買付けに必要な金銭が入金されなかったとき

(3)～(4) 略

<p>(5) 第3条第1項第5号において、毎月10日（非営業日の場合は前営業日）の午前7時以降は、当月買付分の変更・取消を行うことはできません。</p> <p>(6) 第3条第1項第5号において NISA 口座での買付けを指定した場合、毎月10日（非営業日の場合は前営業日）及び買付日に残り非課税枠の判定を行い、買い付けます。ただし、本項各号のいずれかに該当するときはクレジットカード決済による買付けを行いません。またこの場合、12月分の買付日から起算した受渡日が翌年となる場合においても、12月分の買付けは行いません。</p> <p>① 買付日が2023年以前であり、12月10日（非営業日の場合は前営業日）または買付日時点で一般 NISA またはつみたて NISA の非課税投資枠の残りが積立額に満たない場合</p> <p>② 買付日が2024年以降であり、12月10日（非営業日の場合は前営業日）または買付日時点で NISA のつみたて投資枠又は成長投資枠の当年の非課税投資枠の残りが第3条第1項第5号において当社が定める買付金額の下限に満たない場合</p> <p>第6条～第7条 略</p> <p>第8条(申込内容の変更) お客様は所定の手続に従って、<u>期日（ウェブサイト等に掲示）</u>までに本サービスの申込内容の変更を行うことができるものとします。</p> <p>(2) 新設</p> <p>第9条～第10条 略</p> <p>第11条(解約) ①～⑥省略</p>	<p>(5) <u>当社がウェブサイトでお知らせする締切日を過ぎた場合、次回買付分の積立内容の変更はできません。この場合、第3条第1項第5号により払込みを行うときは、買付注文の取消しもできません。</u></p> <p>(6) <u>金融機関のシステム障害等によりお客様からの積立契約の申込が正常に受け付けられず、買付日に買付けできないことがあります。</u></p> <p>①～②削除</p> <p>第6条～第7条 略</p> <p>第8条(申込内容の変更) (1) お客様は所定の手続に従って、本サービスの申込内容の変更を行うことができるものとします。</p> <p>(2) <u>お客様が払込方法、指定投資信託及び口座区分（特定口座、一般口座、NISA 口座）の変更を希望されるとき（払込に用いるクレジットカードの変更を含みます。）は、変更前の契約を解約したうえで、あらためてお申込みいただく必要があります。この場合の締切日などはウェブサイトに掲示します。</u></p> <p>第9条～第10条 略</p> <p>第11条(解約) ①～⑥省略</p>
---	---

<p>⑦ お客様が、第4条第6号で規定するマネックスカードを脱会された場合、マネックスカードの規約に基づく利用停止を受けた場合又はマネックスカードの会員資格を喪失した場合</p> <p>⑧ 略</p> <p>第12条～第14条 略</p> <p style="text-align: right;">(2023年11月21日)</p>	<p>⑦ お客様が、<u>第3条第1項第3号及び第5号</u>で規定する<u>クレジットカード</u>を脱会された場合、<u>クレジットカード</u>の規約に基づく利用停止を受けた場合又は<u>クレジットカード</u>の会員資格を喪失した場合</p> <p>⑧ 略</p> <p>第12条～第14条 略</p> <p style="text-align: right;"><u>(2024年7月5日)</u></p>
---	--

上記の他、軽微な字句の修正を行っています。